

障害福祉施策の最近の動向

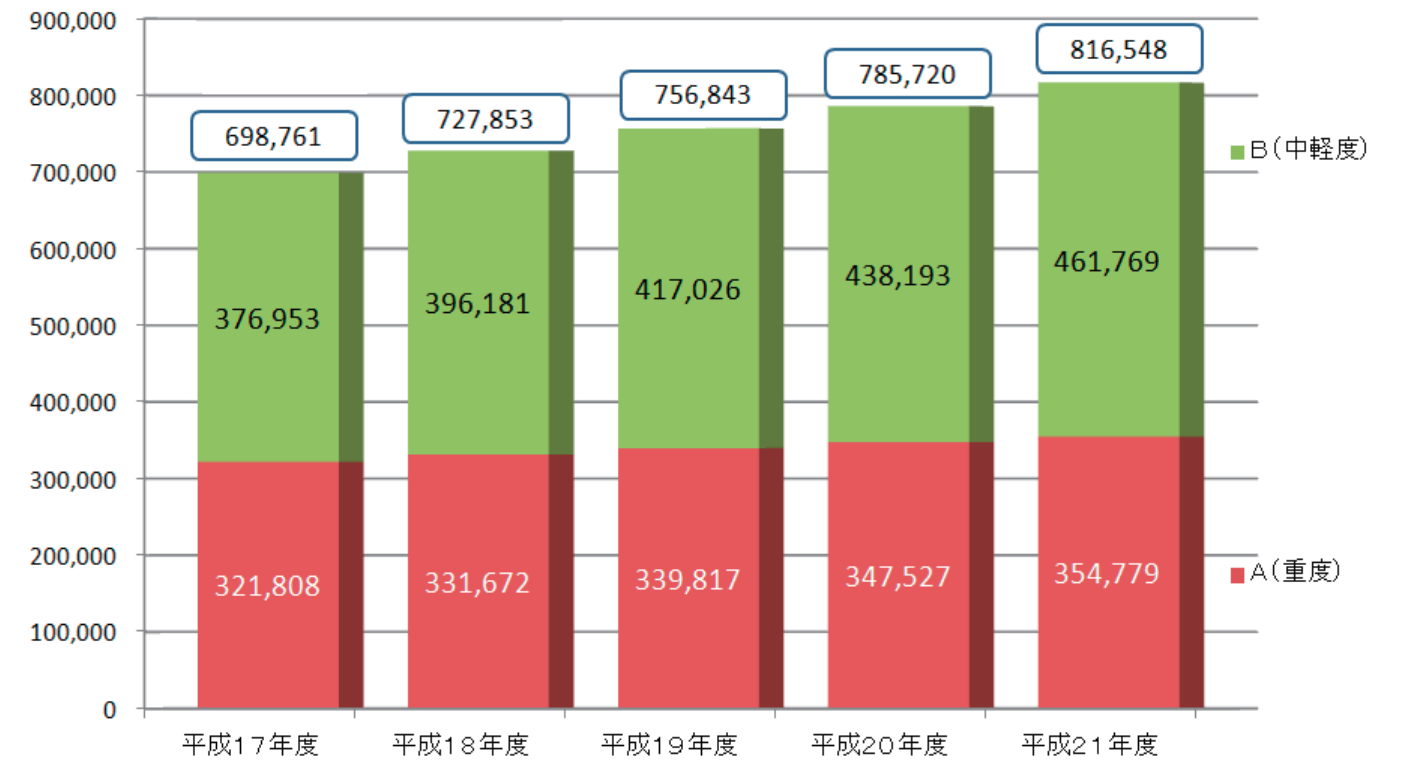
平成23年8月20日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室

障害児支援専門官 光真坊 浩史



療育手帳所持者数の推移



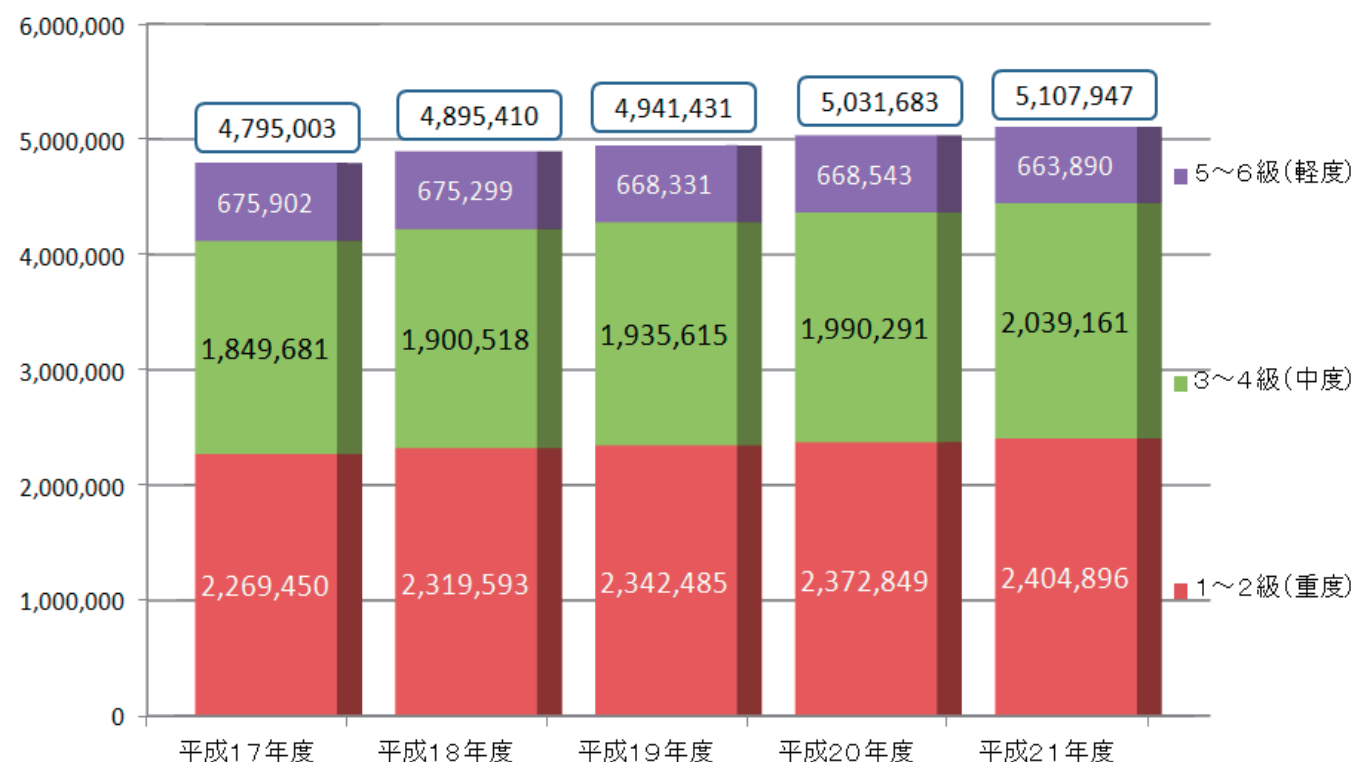
I 障害のある児者の福祉の現状について

※本資料は、平成23年7月26日時点での既存資料を編集したものです。

療育手帳所持者数の推移

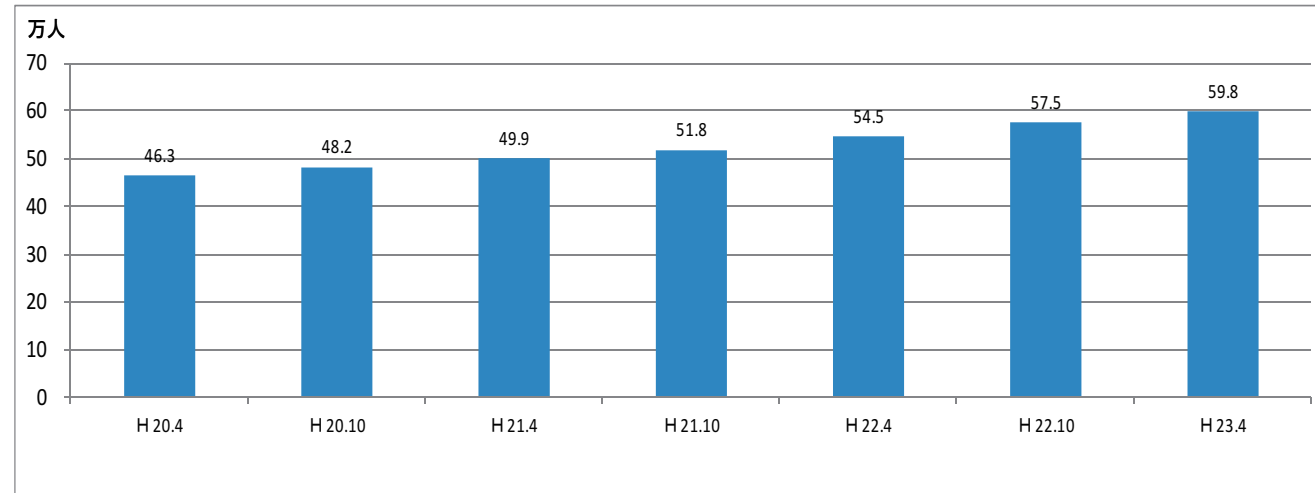
程度	内訳	平成17年度	→	平成21年度	増減
総数	合計	698,761人	→	816,548人	117,787 (16.9%)
	18歳未満	173,438人	→	209,545人	36,107 (20.8%)
	18歳以上	525,323人	→	607,003人	81,680 (15.5%)
A (重度)	小計	321,808人	→	354,779人	32,971 (10.2%)
	18歳未満	73,761人	→	74,657人	896 (1.2%)
	18歳以上	248,047人	→	280,122人	32,075 (12.9%)
B (中軽度)	小計	376,953人	→	461,769人	84,816 (22.5%)
	18歳未満	99,677人	→	134,888人	35,211 (35.3%)
	18歳以上	277,276人	→	326,881人	49,605 (17.9%)

身体障害者手帳所持者数の推移



4

実利用者数の推移



○平成22年4月→平成23年4月の伸び率(年率).....9.7%

このうち	伸び率	(23年4月の利用者数)
身体障害者の伸び率	7.1%	15.1万人
知的障害者の伸び率	5.8%	29.1万人
精神障害者の伸び率	23.6%	8.9万人
障害児の伸び率	15.5%	6.7万人

6

身体障害者手帳所持者数の推移

程度	内訳	平成17年度	→	平成21年度	増減
総数	合計	4,795,033人	→	5,107,947人	312,914 (6.5%)
	18歳未満	108,901人	→	108,146人	▲755 (▲0.7%)
	18歳以上	4,686,132人	→	4,999,801人	313,669 (6.7%)
1・2級(重度)	小計	2,269,450人	→	2,404,896人	135,446 (6.0%)
	18歳未満	70,427人	→	69,580人	▲847 (▲1.2%)
	18歳以上	2,199,023人	→	2,335,316人	136,293 (6.2%)
3・4級(中度)	小計	1,849,681人	→	2,039,161人	189,480 (10.2%)
	18歳未満	27,370人	→	27,106人	▲264 (▲1.0%)
	18歳以上	1,822,311人	→	2,012,055人	189,744 (10.4%)
5・6級(軽度)	小計	675,902人	→	663,890人	▲12,012 (▲1.8%)
	18歳未満	11,104人	→	11,460人	356 (3.2%)
	18歳以上	664,798人	→	652,430人	▲12,368 (▲1.9%)

5

自立支援法に基づくサービスの利用状況

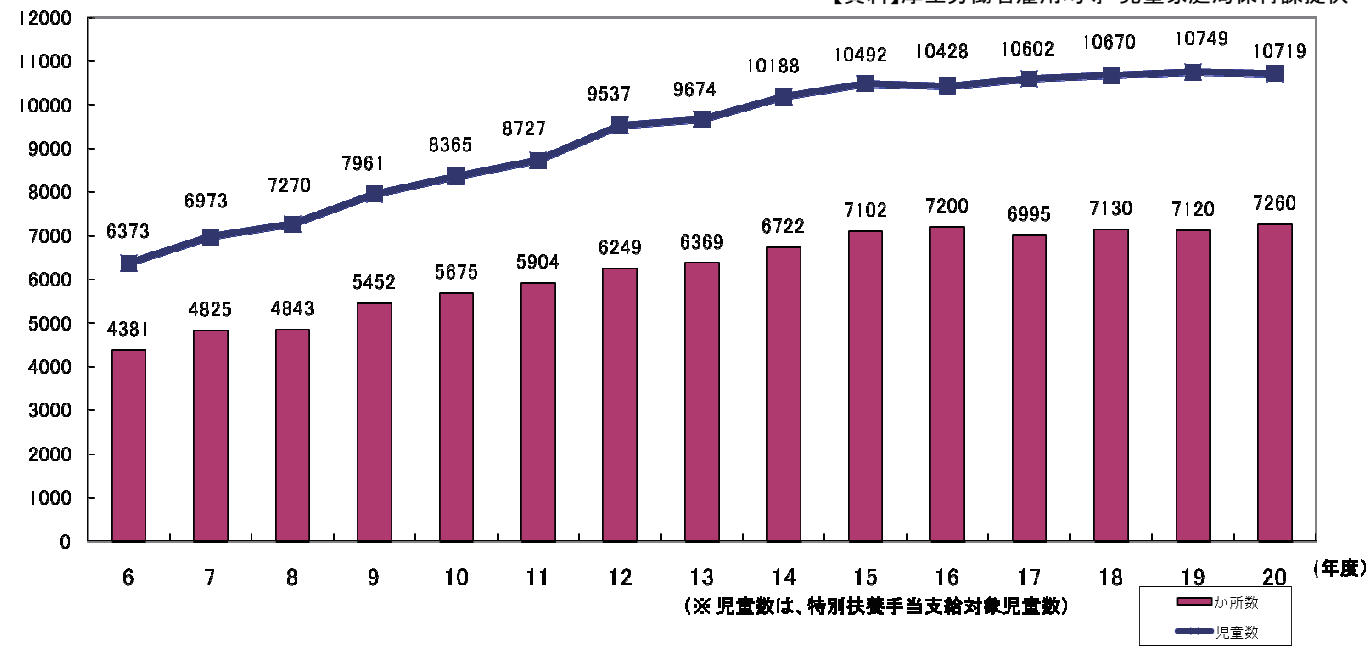
区分	児童数(重複あり)	
	H22.3	H23.3
居宅介護	9,865人	9,977人
行動援護	2,342人	2,626人 (+12%)
児童デイサービス	49,554人	59,884人 (+21%)
短期入所	5,039人	4,918人
その他のサービス	178人	173人
計	66,962人	77,588人 (+16%)
指定相談支援	97人	100人
指定相談支援を含む計	67,059人	77,688人

出典：国保連データ

7

障害児保育の実施状況について

【資料】厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課提供



- 平成20年度の受入保育所数は7,260か所であり、対前年度140か所の増加である。
- 平成20年度の受入児童数(特別児童扶養手当対象者)は10,719人であり、対前年度30人の減少となっている。平成19年度以降は、特別児童扶養手当対象者以外の軽度障害者及び発達障害者も地方交付税算定対象に含まれており、平成20年度に保育所において受け入れられている障害児の総数は39,557人となっている。

Ⅱ 東日本大震災における対応について

※本資料は、平成23年7月26日時点での既存資料を編集したものです。

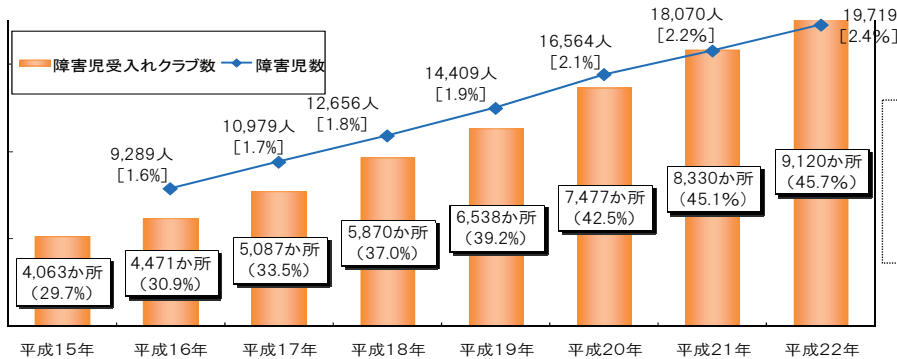
放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について

【障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移】

【出典】厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。※平成22年5月現在 9,120クラブ、19,719人
- 平成22年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数ともに、調査開始時と比較して2倍以上に増加。

(単位:か所、人)



- (注1)各年5月1日現在(育成環境課調)
- (注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合
- (注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

【障害児の受入れ推進のための国の補助】

<運営費>
○ 放課後児童クラブは、国において運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、障害児を受け入れ、専門的知識等を有する指導員を配置しているクラブに対し、障害児の受入に必要となる経費を、上乗せ補助している。

※1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,472千円(平成22年度予算)

<整備費>

○ 障害児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても別途補助。

※補助額:1,000千円(平成22年度予算)

東日本大震災における被害状況

- 平成23年3月11日(金)14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津波等により大規模な被害。



人的被害	
死者	15,597名
行方不明者	4,980名
負傷者	5,694名

建築物被害	
全壊	109,794戸
半壊	125,752戸
一部損壊	460,440戸

(警察庁調べ7月20日時点)

被害状況①(医療機関・社会福祉施設)

(1) 被災地の病院の被害や診療機能の状況

(厚生労働省医政局7月11日時点まとめ)

	病院数	診療機能の状況																	
		東日本大震災による被害状況		外来の受入制限				外来受入不可				入院の受入制限				入院受入不可			
		全壊	一部損壊※1	被災直後	4/20現在	5/17現在	6/20現在	被災直後	4/20現在	5/17現在	6/20現在	被災直後	4/20現在	5/17現在	6/20現在	被災直後	4/20現在	5/17現在	6/20現在
岩手県	94	3	59	54	5	3	3	7	3	3	3	48	7	2	2	11	5	4	4
宮城県	147	5	123	40	17	5	5	11	6	2	2	7	13	5	4	38	11	7	6
福島県	139	2	108	66	20	11	9	27	12	12	11	52	22	14	10	35	24	20	17
計	380	10	290	160	42	19	17	45	21	17	16	107	42	21	16	84	40	31	27

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。
 ※2 福島県の受入不可の医療機関の中には、東京電力福島第1原発の警戒区域、緊急時避難準備区域内の病院を含む。
 ※3 災害拠点病院については、県立釜石病院(岩手県)で入院制限及び南相馬市立総合病院(福島県)で入院・外来制限。(7/11時点)
 ※4 一部確認中の病院がある。

(2) 被災地の社会福祉施設等の被害

(厚生労働省社会・援護局5月13日時点まとめ)

	施設数※1	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊※2	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	208	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	333	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	334	2	92	1	168	0	70	0	1
合計	7,206	875	27	252	12	314	20	248	0	2

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。
 ※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

被災された障害者への支援の状況 (平成23年8月18日現在 厚生労働省障害保健福祉部とりまとめ)

障害者施設の入所者について

- 被災地の要請に基づき、入所施設に**145名の介護職員等を派遣**(岩手19、宮城74、福島52)。
- 福島県の**515人**について、他県の入所施設や公共施設で受入れ中。(千葉県の鴨川青年の家や群馬県の(独)国立のぞみの園など)
- 障害福祉サービスの利用者負担や入所者の**食費・居住費の自己負担を免除**。
- 障害福祉サービス事業者が**事業を継続できるよう概算による請求を認めること**とした。

在宅の障害者について

- 被災者全体については、全国から派遣された**保健師等累計9,792人が、避難所、仮設住宅や在宅にいる高齢者や障害者を訪問**。
- そして、障害のある方への支援については、**自治体職員や保健師、相談支援専門員等が避難所や自宅を巡回し、必要な方は障害福祉サービスの利用につなげるよう努めている**。(岩手県では、「被災地障がい相談センター」を設置し、障害者の安否確認や必要な支援につなげる取組を実施。)

【特に避難所において配慮が必要な障害者について】

- ・ **視覚や聴覚に障害のある方への、情報の伝達方法や支援の行い方**について、被災自治体へ周知。
- ・ **発達障害のある方**は、環境の変化への適応が難しい方がおられることから、そのご家族や支援する方々に向けて、**具体的な声かけの仕方等に関する情報**を、繰り返し周知。リーフレットも作成。

家族の状態を確認しましょう

家族へのサポート

★災害の影響で子どもと家族が離れられなくなる場合や、避難所の中で理解者が得られない場合などに、家族のストレスは高まります。本人の支援を一番長い時間担当する、家族のサポートを迅速に行うことは効率的といえます。

■配給や買い物、役所や銀行などの手続きに行けず困っている場合
 ■水や食料、毛布などの配給時に、ずっと待たせられてしまう子どもがいた場合

家族の代わりに子どもの相手をしたり、発達障害の特性を家族の了解のもとで周囲の人たちに説明していただくと、家族はたいへん助かります。

対応に協力してくれる人が周囲にいるか確認しましょう

協力者の確認

★発達障害のある人は、ひとりひとりの健康状態や、ストレスの蓄積につながる状況などがさまざま、対応方法が見つけにくいことがあります。個別的な配慮が必要になる場合は、周囲に本人をよく知っている人がいるか、その人は対応に協力してもらえるかを確認しておく必要があります。

ご家族のかたへ

★子どもは、他人に起こったことでも自分のことのように感じることがあります。さらに発達障害がある場合には、想定以上の恐怖体験になってしまうこともあります。

子どもには災害のテレビ映像などを見せずに、別のことで時間を過ごせるような工夫をすることが必要です。

★災害を経験した子どもは、災害前には自分ひとりできていたこともしなくなったり、興奮しすぎてしまうことがあります。

発達障害がある場合でも、基本的には子どもの甘えを受け入れてあげるのがよいでしょう。叱ったりせず、おだやかな言葉かけをしながら、少しずつ子どもが安心できるようにすることが大切です。

相談窓口

発達障害者支援センター

岩手県 019-601-2115 (月～金 9:00～17:00)
 宮城県 022-376-5306 (月～木、土 9:00～16:30)
 仙台市 022-375-0110 (月～金 8:30～17:00)
 福島県 024-951-0352 (月～金 8:30～17:00)

障害児・知的障害・発達障害者関係団体 災害対策連絡協議会現地対策本部

(受付時間 8:00～20:00)
 岩手県 090-5351-3780
 宮城県 090-2909-4066
 福島県 080-1859-3844



災害時の発達障害児・者支援について

被災地における、発達障害のある人やご家族の生活には、発達障害を知らない人には理解しにくいさまざまな困難があります。

そんなとき、発達障害児・者への対応について少しでも理解して対応できると、本人も周囲のみなさんも助かります。

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>



困っていることを確認しましょう

対応のコツ

★発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えないことがあります。対応には**コツ**が必要です。

コツの探し方：家族など本人の状態をよくわかっている人にかかり方を確認しましょう。

こんな場合は…

■変化が苦手な場合が多いので、不安から奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示すことがあります。

■感覚刺激過敏：周囲が想像する以上に過剰なため、大勢の人がいる環境が苦痛で避難所の中に入れないことがあります。
 鈍感：治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。

■話しことばを聞き取るのが苦手だったり、困っていることを伝えられないことがあります。

■見通しの立たないことに強い不安を示します。学校や職場などの休み、停電、テレビ番組の変更などで不安になります。

■危険な行為がわからないため、地盤のゆるいところなど危険な場所に行ってしまったら、医療機器を触ってしまうことがあります。

このように対応…

●してほしいことを具体的に、おだやかな声で指示します。
 例：○「このシート(場所)に座ってください。」
 ×：「そっちへ行ってはダメ」
 ●スケジュールや場所の変更等を具体的に伝えます。
 例1：○「○○(予定)はありません。□□をします。」
 ×：強引に手を引く
 例2：○「○○は□□(場所)にあります。」
 ×：「ここにはない」とだけ言う

●居場所を配慮します。
 例：部屋の角や別室、テントの使用など、個別空間の保証

●健康状態を工夫してチェックします。
 例：ケガの有無など、本人の報告や訴えだけでなく、身体状況をひと通りよく見る。

●説明の仕方を工夫します。
 例：文字や絵、実物を使って目に見える形で説明する
 一斉放送だけでなく、個別に声かける
 簡潔に具体的に話しかける
 例：○「お母さんはどこですか？」
 ×：何か困っていませんか？

●安定したリズムで日常が送れるように、当面の日課の提案や、空いた時間を過ごす活動の提示が必要です。
 例：○「筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等の提供」
 ○「チラシ配りや清掃などの簡単な作業の割り当て」
 ×：何もしないで待たせる

●ほかに興味のある遊びや手伝いに誘う。

●行ってはいけないところや触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付ける。

健康状態や心身の疲れを確認しましょう

からだ

★発達障害のある人は、体調不良やケガがあるにもかかわらず、本人自身も気づいていない場合があります。周囲が気づかずにそのまま放置すると、状態が悪化してしまう場合がありますので、よい観察と聞き取りが必要です。

■気づくための観察例
 ・息切れ、咳などが頻繁でないか。
 ・やけどや切り傷、打撲などがないか。
 ・着衣が濡れていても着替えていないか。

■気づくための質問例
 ・いつもより寒くないですか？
 ・歩くときにふらふらしませんか？
 ・頭のかぶ、腕や足にケガがありませんか？
 ・服の着替えがありませんか？

ストレス

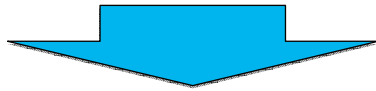
★なにげないことでも、発達障害のある人には日常生活に困難をきたすぐらい苦痛に感じることがあります。そのためストレスの蓄積がより起きやすく、支援を優先的に考えなければならぬ場合があります。

■気づくための観察例
 ・好き嫌いによる食べ残しが多くないか。
 ・配給のアナウンスがあっても、反応が遅かったり、どこに行っていないかわからず困っていることがないか。
 ・耳ふさぎや目閉じなど、刺激が多いことで苦しそうな表情をしていないか。

■気づくための質問例
 ・食べられない食材はありましたか？
 ・配給に並ぶ場所はわかりましたか？
 ・ほかの場所(避難所内外)へ移動したいという希望はありますか？

当面の対応(第1次補正予算・震災特別立法)

- 被災した障害児・者の生活の安定のために、**障害福祉サービスの利用者負担や施設入所者の食費・居住費の免除**を行う市町村等への財政支援。(1.2億円)
- 被災した**障害者支援施設等の復旧に係る施設整備の国庫補助率を引き上げ**。(138億円)
- 被災地の避難所等において生活する高齢者や障害者に対して、**専門職種による相談や生活支援等を地域で包括的に提供するサービス拠点の設置・運営**に要する費用を補助。(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し(70億円))



今後の課題

- **障害者の住まいの確保**
バリアフリー対応の仮設住宅を検討。仮設住宅を障害者のグループホームとしても活用。
- **障害福祉サービス(ハード面)の再構築**
地域において障害者が安心して暮らせるための、障害福祉サービス基盤体制を再構築。
- **障害福祉サービス(ソフト面)の再構築**
行政、医療・福祉関係者、関係団体、NPO等の支援ネットワークの再構築。
- **PTSDやうつ病などの心のケア**
地域の拠点医療機関の機能、地域の保健福祉活動(アウトリーチを含む。)の機能の回復・充実を 図るためのマンパワー(医師、保健師、精神保健福祉士、心理職、福祉職等)の確保。

地域支え合い体制づくり事業(被災者生活支援等)

平成23年度第一次補正予算 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の積み増しを行う。

[積み増しの対象となる県] 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県
(内訳)青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容(例)】

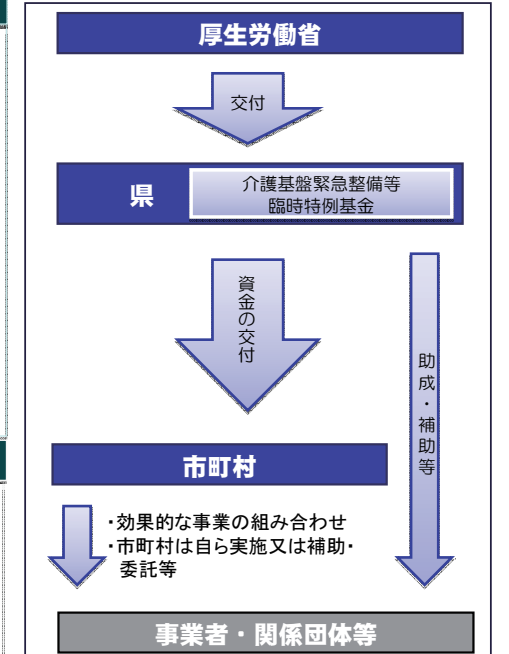
1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

- (例)
- ・ 避難所等(仮設住宅、在宅を含む)の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
 - ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
 - ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者(認知症高齢者や重度の要介護者等)に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
 - ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
 - ・ 避難所等から緊急避難的に要保護者をショートステイ等に受け入れる事業
 - ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
 - ・ 学校等関係団体との連絡調整
 - ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業
- 【主な対象経費】事業費(専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等)等

2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

- (例)
- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニティの構築を行う拠点を整備する事業
 - ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等
- 【主な対象経費】拠点整備に係る経費(改修費、初度設備購入費等)等

<参考>事業実施までの流れ



平成23年度厚生労働省第一次補正予算の概要

《障害保健福祉部関係抜粋》

東日本大震災に係る復旧支援

第1 被災者への支援

- **障害福祉サービスの利用者負担減免等の特別措置** **2.1億円**
被災した障害者について、障害福祉サービス等の利用者負担の減免や障害者支援施設入所者の食費・居住費の自己負担の減免等を行う場合に、市町村の負担を軽減するための財政支援を行う。
- **被災した高齢者、障害者への生活支援等** **70億円**
被災地の避難所等において生活する高齢者・障害者等に対して、専門職種(介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等)による相談・生活支援等を行う費用を補助する。
・ 応急仮設住宅等における総合相談、高齢者等のデイサービス、生活支援等を包括的に提供するサービス拠点の設置・運営に要する費用を補助する。(以上につき、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し等)

第2 被災地の復旧支援及び電力確保対策

- **社会福祉施設等の災害復旧** **129億円**
被災した障害者支援施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。
○ 国庫補助率の引上げ 1/2 → 2/3 (例: 障害者支援施設、グループホーム・ケアホーム、就労継続支援事業等を行う障害福祉サービス事業所など)
・ 被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者等の復旧支援のために、事業再開に要する諸経費の国庫補助を行う

上記のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき、自治体の財政力に応じ特別の財政援助を行う。(例: 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、保育所、児童養護施設など)

- **電力確保対策** **9億円**
停電等に備え、必要な電力が確保できるように、救命救急センター、介護老人保健施設及び重症心身障害児施設等における自家発電設備等の整備に要する費用の国庫補助等を行う。

Ⅲ 障害者自立支援法等の改正について

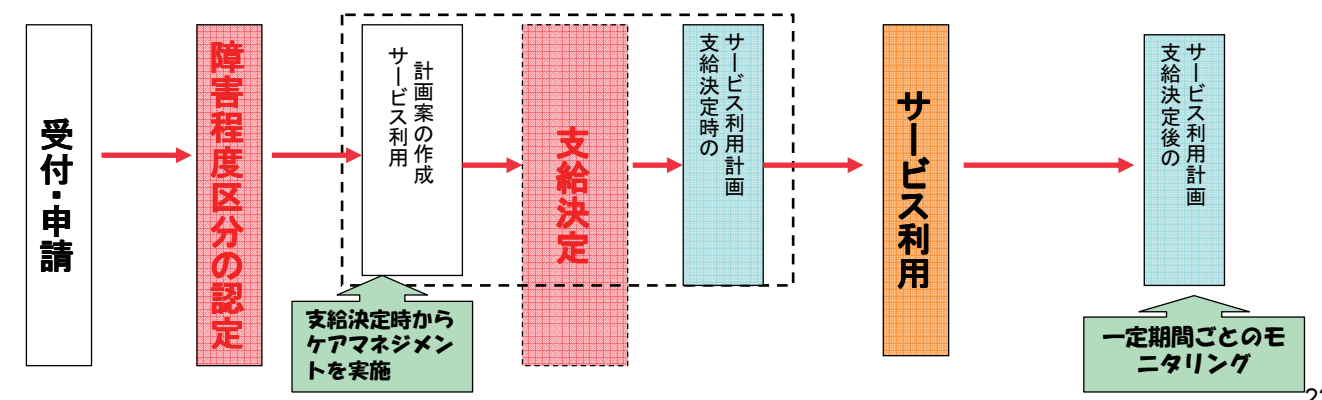
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

- ① 趣旨 公布日施行
 - 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記
- ② 利用者負担の見直し 平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行
 - 利用者負担について、応能負担を原則に
 - 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ③ 障害者の範囲の見直し 公布日施行
 - 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ④ 相談支援の充実 原則として平成24年4月1日施行（予定）
 - 相談支援体制の強化 〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕
 - 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勧奨）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ⑤ 障害児支援の強化 平成24年4月1日施行
 - 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
 - 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
 - 在園期間の延長措置の見直し 〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕
- ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実 平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行
 - グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

(1)(3)(6)：公布日施行
 (2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

支給決定プロセスの見直し

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた相談支援事業者が作成するサービス利用計画書の提出を求め、これを勧奨して支給決定を行うこととする。
- * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案（セルフケアプラン等）を提出できることとする。
- * 相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
- * サービス利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス利用計画の作成、及び支給決定後のサービス利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。



④ 相談支援の充実

相談支援体制の強化

（課題） 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置。

→ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）。

支給決定プロセスの見直し等

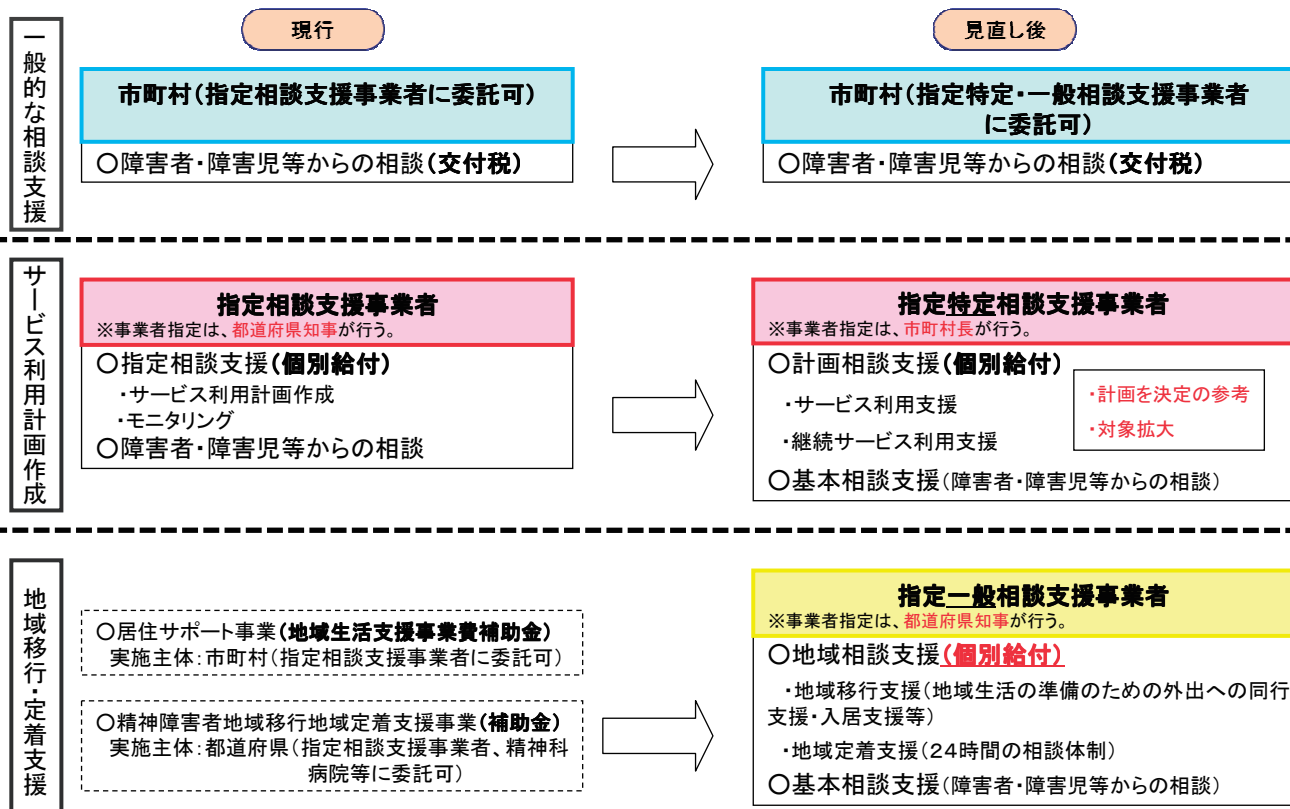
（課題） サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。

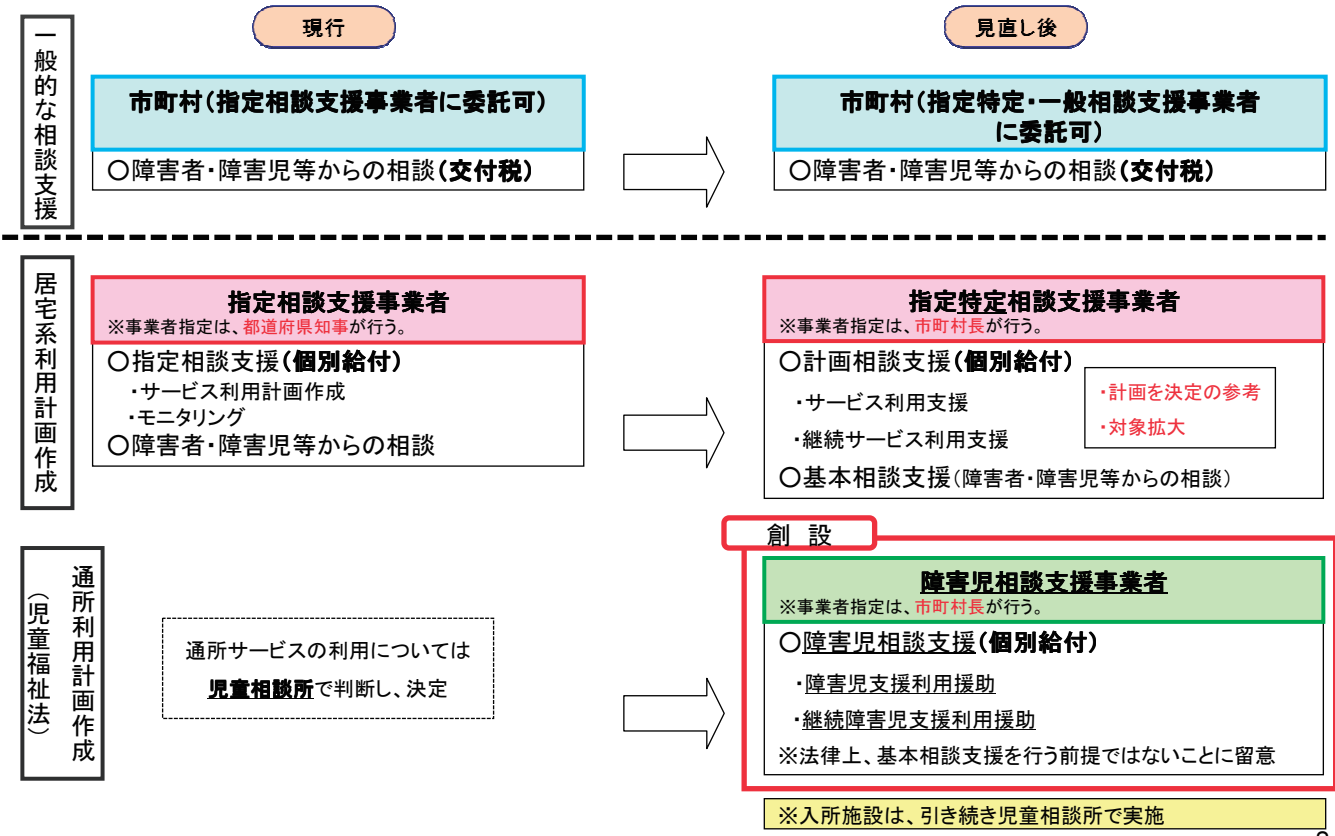
→ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。
※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は2,731人（H21.4）。

（施行期日）
原則として平成24年4月1日施行（予定）

「障害者」の相談支援体系



「障害児」の相談支援体系



⑤ 障害児支援の強化

(施行期日)
平成24年4月1日施行

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

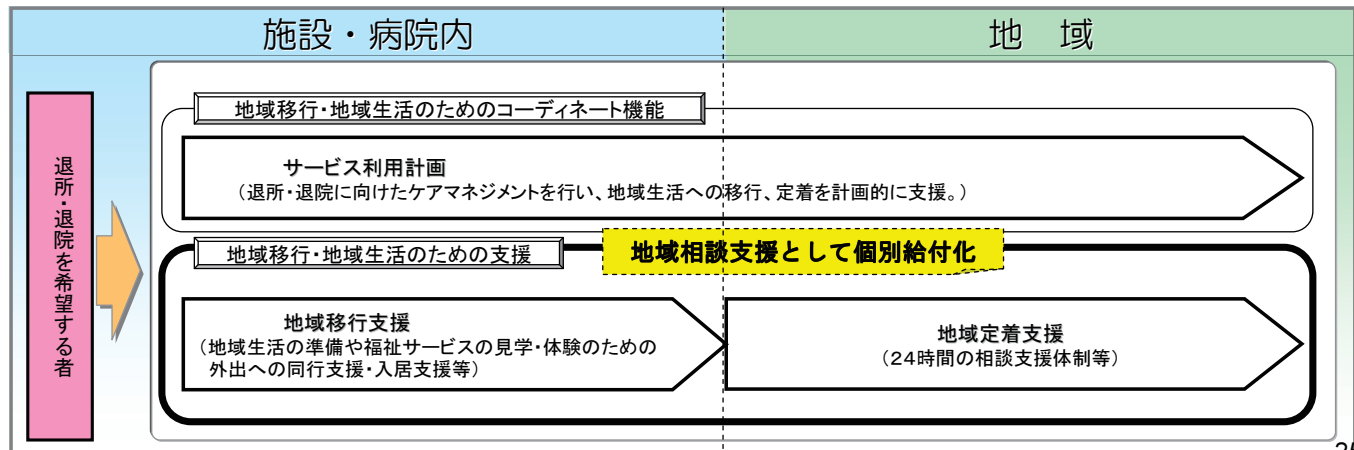
- (課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。
- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の**障害児施設(通所・入所)について一元化**。
 - 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、**通所サービスについては市町村を実施主体**とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

- (課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。
- 学齢期における支援の充実のため、「**放課後等デイサービス**」を創設。
(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)
 - (課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。
 - 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「**保育所等訪問支援**」を創設。

地域移行支援・地域定着支援について

- 地域移行支援**
 施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。
 → 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。
- 地域定着支援**
 居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。
 → 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。



在園期間の延長措置の見直し

- (課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』中での議論)
- **18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応**するよう見直し。
(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児支援の強化

(1) 障害児通所支援 (児童福祉法第6条の2等)

- ① 通所支援・児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、「児童発達支援事業(センター)」「医療型児童発達支援事業(センター)」として一元化して、多様な障害の子どもを受け入れられるようにする。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 新たに、「放課後等デイサービス事業」、「保育所等訪問支援事業」を創設する。
- ③ 給付についての実施主体を、市町村とする。

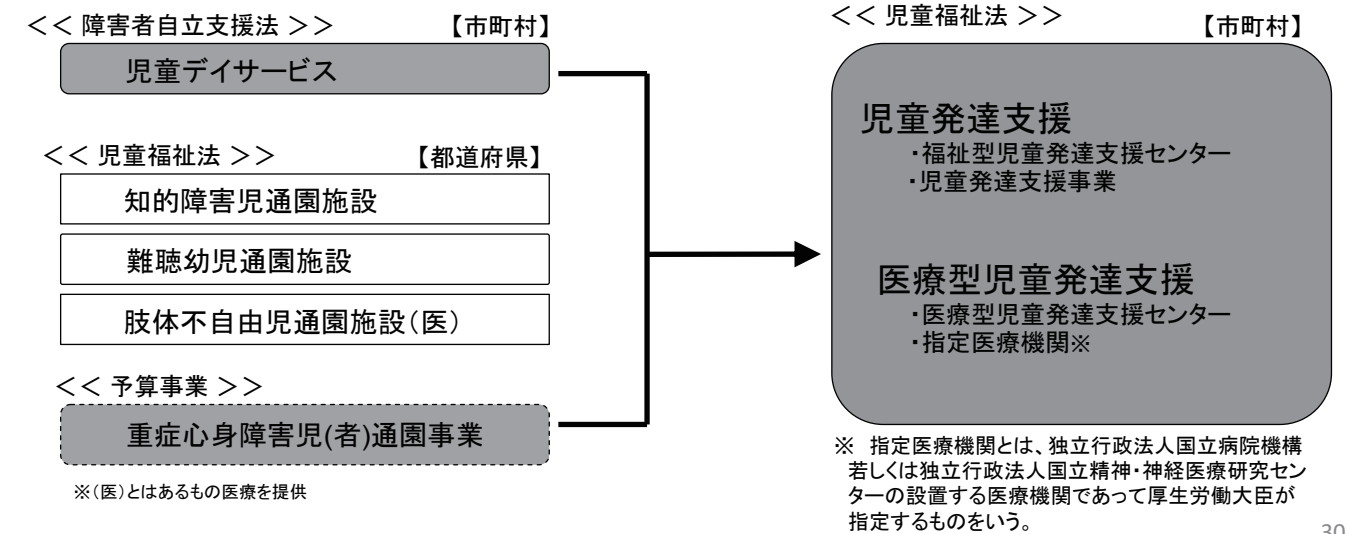
(2) 障害児入所支援 (児童福祉法第7条等)

- ① 入所支援について、障害の重複化等を踏まえ、障害種別による区分をなくし、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」として一元化する。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 在園期間の延長措置を見直し、満18歳以上の入所者(いわゆる加齢児)については、児童福祉法ではなく障害者施策で対応するように見直す。

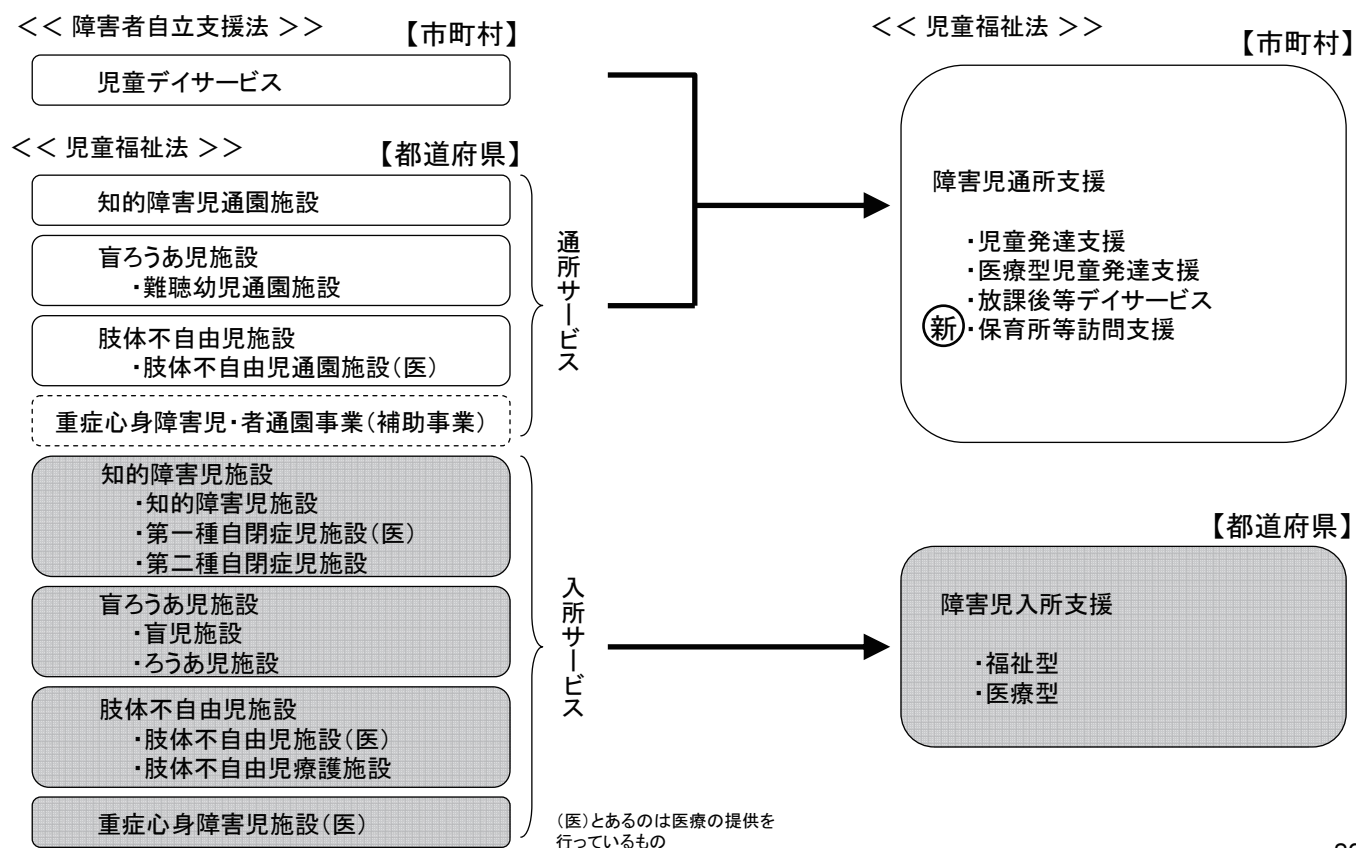
その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないように附則に必要な規定を設ける。特に、重症心身障害者については十分に配慮する。

児童発達支援の概要

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。



障害児支援施策の見直し



児童発達支援のイメージ(案)

～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供～

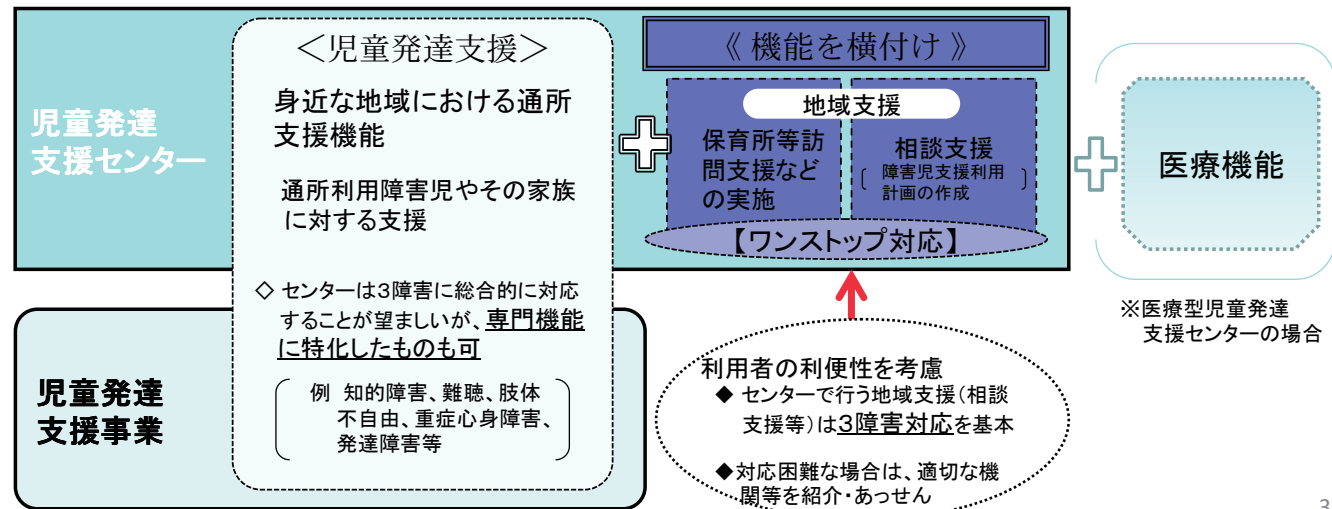
- **改正後のあり方**
 - ・ 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等にも対応。
- **対象児童**
 - ① 法 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
 - ※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
 - ・ 3障害対応を目指すのが、障害の特性に応じた支援の提供も可能
- **定員**
 - 定員10人以上 (※主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業の場合は5人以上)
- **提供するサービス**
 - 【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】
 - ① 法 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与(これを児童発達支援という。)
 - 【医療型児童発達センター】
 - ① 法 児童発達支援及び治療を提供
 - ② 法 障害の特性に応じて提供

児童発達支援の整備の考え方(案)

法 児童発達支援は、①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
②それ以外の「児童発達支援事業」の2類型

○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



新 保育所等訪問支援のイメージ(案)

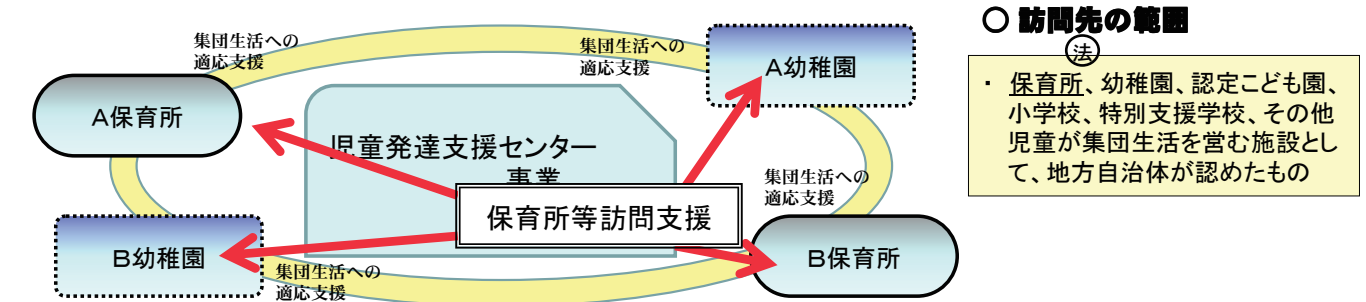
○ 事業の概要

・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

法 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要 → 相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

法 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

法 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。
①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

新 放課後等デイサービスのイメージ(案)

○ 事業の概要

・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

法 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
※障害児の定義は児童発達支援と同じ

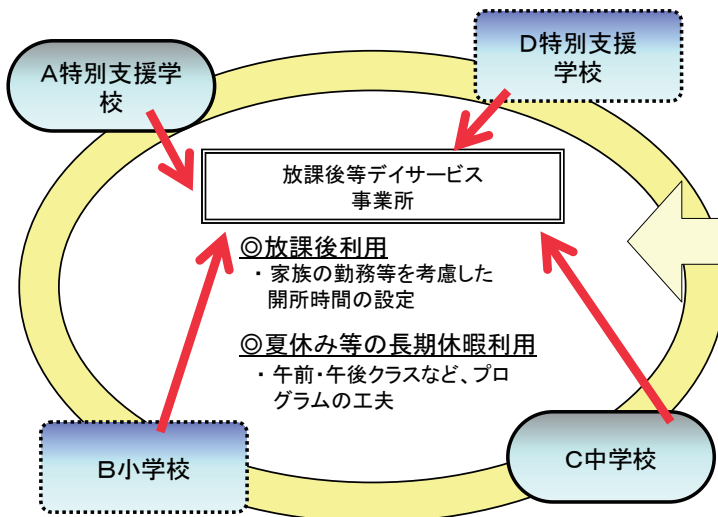
○ 定員

10人以上
※児童デイからの移行を考慮

○ 提供するサービス

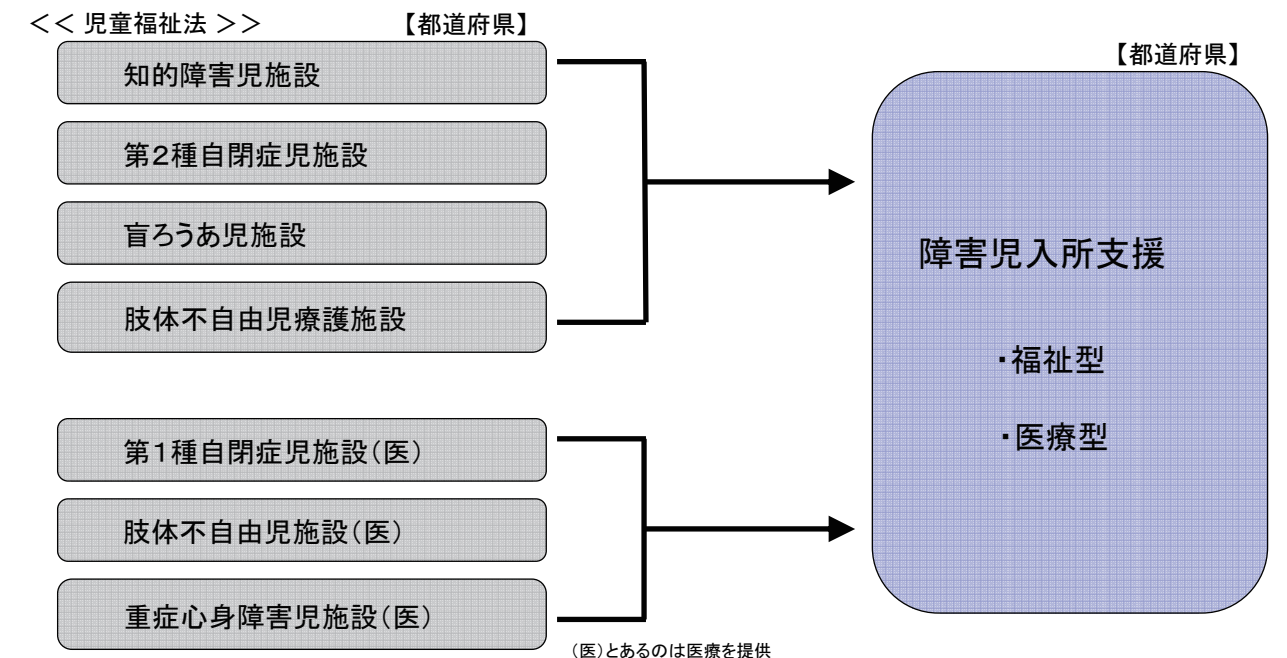
法 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

- ・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ・ 学校との連携・協働による支援(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)
- ・ 児童デイからの円滑な移行を考慮した実施基準を設定する方向で検討



障害児入所支援の概要

- 障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編。
- 現行の障害児入所施設は、医療の提供の有無により、「福祉型」又は「医療型」のどちらかに移行。



(医)とあるのは医療を提供

障害児入所支援のイメージ(案)

～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

○ 改正後のあり方

- ・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実。
 - ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
 - ・ 18歳以上の障害者は障害者施策(障害者サービス)で対応することになることを踏まえ、自立(地域生活への移行)を目指した支援

○ 対象児童

- ⑤ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
- ⑤ ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児
 - ※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 提供するサービス

【福祉型障害児入所施設】

- ⑤ 保護、日常生活の指導、知識技能の付与

【医療型障害児入所施設】

- ⑤ 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

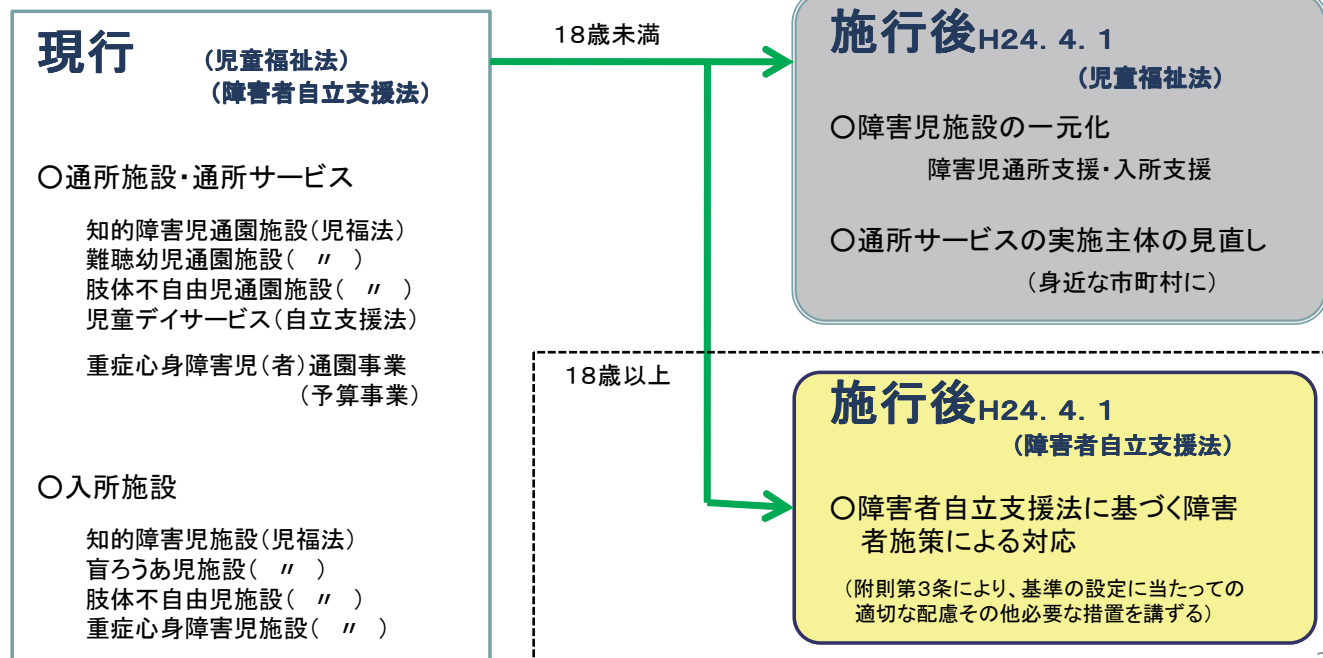
- ⑤ 障害の特性に応じて提供

⑤とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。36

IV 障害者虐待防止対策等について

改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

- 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービスのみのみ。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。
 - また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布予定

総則関係 (公布日施行)

- 1) 目的規定の見直し(第1条関係)**
 - ・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等
- 2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)**
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等
- 3) 地域社会における共生等(第3条関係)**
 - 1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と同じく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
 - ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - ・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等
- 4) 差別の禁止(第4条関係)**
 - ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
 - ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
 - ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等
- 5) 国際的協調(第5条関係)**
 - ・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等
- 6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)**
 - ・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
 - ・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等
- 7) 施策の基本方針(第10条関係)**
 - ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
 - ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

基本的施策関係 (公布日施行)

- 1)医療、介護等**(第14条関係)
 - ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
 - ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重
- 2)教育**(第16条関係)
 - ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
 - ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
 - ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進
- 3)療育【新設】**(第17条関係)
 - ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
 - ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進
- 4)職業相談等**(第18条関係)
 - ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策
- 5)雇用の促進等**(第19条関係)
 - ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
 - ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理
- 6)住宅の確保**(第20条関係)
 - ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策
- 7)公共的施設のバリアフリー化**(第21条関係)
 - ・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進
- 8)情報の利用におけるバリアフリー化等**(第22条関係)
 - ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
 - ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ正確に伝えられるよう必要な施策
- 9)相談等**(第23条関係)
 - ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
 - ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援
- 10)文化的諸条件の整備等**(第25条関係)
 - ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策
- 11)防災及び防犯【新設】**(第26条関係)
 - ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策
- 12)消費者としての障害者の保護【新設】**(第27条関係)
 - ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策
- 13)選挙等における配慮【新設】**(第28条関係)
 - ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策
- 14)司法手続における配慮等【新設】**(第29条関係)
 - ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策
- 15)国際協力【新設】**(第30条関係)
 - ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案の概要

目的

「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。

2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止措置

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2 障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
【市町村の責務】相談等、居宅確保、通所確保 【スキーム】 虐待の疑い → 市町村 → ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 【スキーム】 虐待の疑い → 市町村 → ①監督機関等の適切な行使 ②措置等の公表	【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 【スキーム】 虐待の疑い → 市町村 → ①監督機関等の適切な行使 ②措置等の公表

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者政策委員会等 (公布から1年以内に政令で定める日から施行)

- 国)障害者政策委員会**(第32～35条関係)
- ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
 - ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告
- 地方)審議会その他の合議制の機関**(第36条関係)
- ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

附則

- 検討**(附則第2条関係)
- ・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
 - ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等